

甲南大学経済学部 佐藤治正

公取が総務省の競争政策に対し、競争が進展したにもかかわらず不必要な規制が残ることを心配する、あるいは必要でない規制が新たに課されることを懸念することは理解できます。私も同様の懸念を少なからず抱いていました。だからこそ、我々は、総務省において、現行の電気通信事業法改正の議論を始めたのだと思います。そこで、一種二種規制を撤廃し、市場環境変化に対応し、不必要な規制をなくし、必要な競争ルールを整備するための仕組みが必要となり、有効競争レビューの議論がなされるに至ったわけです。

私は、情報通信産業において、市場の競争状況を的確に把握し、競争を阻害する要因を見出し、速やかに競争を機能させるための手段を講じるが必要と考えています。公取の懸念を取り除くためにも、競争状況や競争阻害要因を客観的に把握し、公正競争ルールの整備と規制緩和の進展を実現するため、公正・中立で透明性の高いプロセスをどのように整備していくか、この研究会で議論されるものと理解しています。

他方、「ボトルネックとユニバーサルサービスを除き、事前規制を撤廃し独禁法で対処すべきという」公取の主張（総務省ヒアリングにおけるかつての NTT 有馬氏の発言（私の記憶違いであるといけないので、要確認）と同じ）は、競争を機能させるという目的に照らし、独禁法（公取）だけで大丈夫なのか心配でなりません。私の心配が現実的でないことを確認するために、公取に対し、いくつかの追加の質問をさせて頂くことにしました。次回以降の研究会の場で、あるいは文章でお答え頂きたいと思います。私は、競争を機能させるための政策実施において、公取と総務省の補完的（多層的）な役割が重要と考えており、頂いたお答えは、そのような仕組みを確立していくための今後の議論に必要なものと考えています。

質問

1. ユニバ以外のサービスであっても、国民に広く浸透し、市場に与える影響が大きく、特定の事業者が価格支配力を有する場合、事前の料金規制を行い、必要に応じ事後の業務改善命令を実施することが必要ではないのでしょうか。

- (1) 市内電話料金は規制せず、独禁法で対処すべきと考えますか。それは、なぜですか。
- (2) NTT の番号案内はユニバーサルサービスに入っていないので、料金規制はいらないということですか。
- (3) 広義の基本料のうち、例えばプッシュ回線使用料、ダイヤルイン、キャッチホンに対する料金規制はならず、NTT が自由に料金を決めた方がよいということですか。
- (4) NTT コムが、NTT ドコモが、あるいは将来 Yahoo (IP 電話) が市場シェアの 80% を獲得し、価格支配力を有した場合でも、公取は事前の料金規制が必要でないという主張であると思いますが、その場合、独禁法でどのような対応が実行可能でしょうか。

2. ボトルネックでない設備に係わる競争ルール

- (1) 現在、一種事業者の全てに接続義務が課されています。公取の主張に従った場合、ボトルネックを有さない事業者に事前規制としての接続義務は課すべきでないということでしょうか。また、接続が円滑に行われなかった場合、現行ルールでは、接続命令や裁定という手段がありますが、これらも不要ということでしょうか。その場合、独禁法で、どのような対処が可能となるのでしょうか。
- (2) NTT局舎スペース内でのコロケーションは、事前規制の対象とすべきでしょうか。それはなぜですか。
- (3) 電柱・管路・とう導は、事前規制の対象とすべきでしょうか。それはなぜですか。
- (4) 公取の主張に従えば、ボトルネックを有さない事業者の着信料は、規制すべきでないということだと思います。仮に、ネットワーク外部性が大きなサービス市場でシェアを80%有する事業者が存在した場合でも、着信料金を(コストベースで)規制する必要はないということでしょうか。

3. その他

通信の秘密、重要通信確保、サービスを安定的に供給可能とするための技術基準、番号割り当て、周波数割り当てといった規制は不要ということでしょうか。あるいはワン切り、迷惑メールへの対応といった利用者保護のための事前規制をなくした場合、独禁法でどのように対応するのでしょうか。

4. 公取の「ボトルネックとユニバーサルサービスを除き、事前規制を撤廃し独禁法で対処すべきという」主張によれば、通信に限らず、電力、運輸、放送あるいは郵便事業においても、事前規制を大幅に緩和し、独禁法で事後的に対応すべきということと理解してよるのでしょうか。公取の答えがそうでない場合、その理由をお示しください。

5. 欧米諸国で、「ボトルネックとユニバーサルサービスを除き、事前規制を撤廃し独禁法で対処する」している国、そのような議論をしている国はありますか。

6. 再度確認することになりますが、公取の「ボトルネックとユニバーサルサービスを除き、事前規制を撤廃し独禁法で対処すべきという」主張によれば、ある事業者が市場支配力を有した場合でも事前規制すべきでないということでしょうか。

6. 総務省の権限拡大とか裁量拡大とか、公取としていろいろ不信に思われるところもあるかと思いますが、総務省は会議の公開、パブコメ実施等(期間、中身において十分でないという批判も承知)政策決定の透明性は、少しずつではありますが、改善されつつあると思います。また、公取内で、特定産業の政策に対する議論をされ、競争を機能させるための重要な提案をされることも、意義あることと思います。しかしながら、公取は、パブコメを取るあるいは公開ヒアリングをなぜ行わないのかとの批判を耳にします。パブコメと公開ヒアリングに関し、公取の見解をお聞かせください。

競争を機能させるための独禁法と通信法(事業法)の棲み分け・補完関係は、重要な政策課題であると認識しています。今後、議論を深めていくためには、抽象的な議論だけではなく、具体的な議論が必要であると考えます。一日で考えた事例では、十分でないと思いますので、今後も、具体的な議論を公取とさせていただくことが必要だと思います。